

中央区版「障がい支援区分認定調査の心得」

障がい支援区分認定調査は、調査を実施する調査員と調査を受ける本人だけでは、その人の特性や能力、生活実態等を十分に伝えきれないことがあります。令和4年度からは札幌市でも認定調査を外部業者に委託して実施する事が始まったため、今後は支援者の調査同席の機会が増える事が予想されます。同席する支援者が認定調査に関する知識を持つ事で、より詳細に本人の状況を伝えられ、本人の不利益になる事態を防ぐ事にも繋がると考えます。支援者が本人のことを伝えられるサポートツールとして「障がい支援区分認定調査の心得」を活用してもらえたいことを期待しています。また、心得は支援者だけでなくご家族にも活用頂けるツールです。ぜひ、日頃から互いに確認し合えるツールとしてご活用ください。

その1 「本人に支援がない状況」を説明する

本人、家族、支援者は「できている事を伝えたい」気持ちが強いです。できていない事を伝えるよりも、少しでも良い部分を伝えたいと思うのは当たり前のことです。通常の支援現場では、ストレングスモデルで評価する癖が支援者についているためポジティブに回答してしまいがちですが、認定調査は本人の状態や特性について支援が必要かどうかを知る事が目的のため「本人のみだったらどうか」と考えていくことが重要です。

その2 支援者は、可能な限りで調査同席をする

認定調査では、本人の状況を認定調査員にどれだけ伝えられるか、その情報がどれだけ調査票に記載されるかが重要です。この調査票が一次審査、二次審査を経て決定に向かいます。調査に同席できるためには、申請時に認定調査員側のセンサーに引っかかるように工夫する（例えば、調査に関わる連絡先に支援者や相談員を記載して提出する）等を行えると良いかもしれません。

その3 1-1～は「できたりできなかつたりする場合」は「できない状況」に基づいて判断する

寝返り、起き上がり、座位保持、立ち上がり等、多くの項目が「できない状況」に基づいて判断するようにマニュアルは策定されています。この事を知っておくだけでも、回答の仕方が大きく変わります。

寝返り	寝たまま身体の向きを変える事について、支援が必要かどうかを確認
起き上がり	寝た状態から上半身を起こす行為について、支援が必要かどうかを確認
座位保持	座位の状態を10分程度保持する事について、支援が必要かどうかを確認
移乗	ベッドから車椅子等、でん部を移動させて乗り移る事について、支援が必要かどうかを確認
立ち上がり	いす等に座った状態から立ち上がる行為について、支援が必要かどうかを確認
立位保持	平らな床の上で立位を10秒程度保持する事について、支援が必要かどうかを確認
立位保持（片足）	片足で1秒程度保持する事について、支援が必要かどうかを確認
歩行	立位から5m程度以上歩く事について、支援が必要かどうかを確認
移動	日常生活（食事、排泄、着替え、洗面、入浴等）における必要な場所への移動や外出について、支援が必要かどうかを確認
衣服の着脱	普段着用している上衣、ズボン、靴下等の着脱について、支援が必要かどうかを確認
褥瘡（床ずれ）	じょくそうの有無を確認

その4 2-1～は、普段過ごしている環境ではなく「単身」を想定して判断する

「できたりできなかったりする場合」は「できない状況」に基づいて判断することは同様です。できない状況に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、知的障がい、精神障がい、発達障がいによる行動障がい上の障がいや、内部障がいや難病等の筋力低下や易疲労感等によって出来ない場合で判断します。

項目	内容	一連の行為
食事	食事に関する一連の行為について支援の必要性を確認	食事の開始から終了までの行為
口腔清潔	歯磨き等に関する一連の行為について支援の必要性を確認	歯ブラシ等の準備から片付けまでの行為
入浴	入浴に関する一連の行為について支援の必要性を確認	入浴の準備から後片付けまでの行為
排尿	排尿に関する一連の行為について支援の必要性を確認	尿意の発現から排尿後の後始末までの行為
排便	排便に関する一連の行為について支援の必要性を確認	便意の発現から排便後の後始末までの行為
健康・栄養管理	体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理について支援の必要性を確認	
薬の管理	薬の管理に関する一連の行為について支援の必要性を確認	薬等の用意から服薬等の確認までの行為
金銭の管理	金銭管理に関する一連の行為について支援の必要性を確認	所持金等の把握や金銭の出し入れ等の行為
電話等の利用	電話等の利用に関する一連の行為について支援の必要性を確認	電話の操作や受け答え等の行為
日常の意思決定	毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為について支援の必要性を確認	
危険の認識	生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動を取る等の行為について支援の必要性を確認	
調理	調理に関する一連の行為について支援の必要性を確認	簡単な食事の調理や食材の準備、器具の後片付け等の行為
掃除	掃除に関する一連の行為について支援の必要性を確認	掃除や掃除道具の準備、片付け、部屋の整理等の行為
洗濯	洗濯に関する一連の行為について支援の必要性を確認	洗濯機の使用や洗濯物を乾かす、片付ける等の行為
買い物	買い物に関する一連の行為について支援の必要性を確認	商品の選択や代金の支払い、商品の持ち帰り等の行為
交通手段の利用	交通手段の利用に関する一連の行為について支援の必要性を確認	交通機関の選択や切符の購入、乗り降り等の行為

その5 3-1～も同じく「できない状況」「見えない・聞こえない状況」に基づいて判断する

基本的には、できたりできなかつたりする場合には「できない状況」に基づいて判断していきます。見える見えない場合、聞こえる聞こえない場合、も同様です。感覚過敏や感覚鈍麻の項目ではあつたりなかつたりする場面となりますが、その場合には「ある」を選択する形になります。本人だけでは難しい、或いは特異性がある、という事をきちんと伝えていきましょう。

その6 特記事項の記載を大切にす

認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要があります。支援の根拠（できない理由など）を詳細に伝えて、特記事項に確実に記載してもらえることが重要となります。

その7 調査結果については照会できる

認定調査結果の内容について知りたい時には、区役所に照会できるので、調査員に伝えた内容がきちんと反映されているか確認することができます。

その8 本人の現状がきちんと反映された調査とするために

本人の現状が正しく、あますことなく調査に反映されるよう、聞き取りする調査員だけでなく、応対する本人、家族、支援者も含め関わる人達で作り上げる認定調査である事を意識していきましょう。